

新型コロナウイルス感染症対策  
「須高地域の医療を守ろう義援金」募集要綱

須坂市・小布施町・高山村

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症患者の治療や感染拡大防止活動に従事する須高（須坂上高井）地域の医療従事者の皆様を支援するための助け合いの取組として、須高3市町村では義援金の募集を行います。

2 義援金の名称

須高地域の医療を守ろう義援金

3 受付期間

2020年5月11日（月）から2021年3月31日（水）まで  
（感染症の発生状況に応じて、受付期間を延長する場合があります。）

4 義援金の受入れ

指定口座による受入れのみとなります。

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
八十二銀行	須坂市役所 出張所	普通預金 132849	スコウチイキノイリヨウマモロウギ インキン 須高地域の医療を守ろう義援金
長野県労働金庫	須坂支店	普通預金 4023817	
ゆうちょ銀行	00190-1-266085		

※八十二銀行からのお振込みの場合

1 八十二銀行本支店窓口からのお振込みは手数料無料、ATMによるお振込みは手数料が必要です。

2 八十二銀行個人向けインターネットバンキングからの振込手数料は無料です。

（八十二銀行以外のインターネットバンキングによるお振込みは手数料が必要です。）

※長野県労働金庫からのお振込みの場合

1 長野県労働金庫本支店からのお振込みは手数料が無料です。（窓口、ATM）

注：他県労働金庫からのお振込みは通常の手数料が必要です。

※ゆうちょ銀行からのお振込みの場合

1 全国のゆうちょ銀行窓口からのお振込みは手数料無料、ATMによるお振込みは手数料が必要です。

## 5 義援金の配分

受け入れた義援金は、須坂市・小布施町・高山村による配分委員会を通じ、全額を医療の現場で奮闘する方々をきめ細やかに支援するために届けられます。

## 6 義援金の税制上の取扱い

この義援金は、税制優遇措置(寄付金控除)の対象となります。適用を受ける場合には、金融機関での振込金受領書やインターネットバンキングの場合は振込明細を印刷したものに本募集要綱を添えて、確定申告の際に添付又は提示してください。

〔該当する税制優遇措置〕

- ・所得税法第 78 条第 2 項第 1 号及び法人税法第 37 条第 3 項第 1 号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当
- ・地方税法第 37 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 314 条の 7 第 1 項第 1 号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金」に該当

## 7 問合せ先

須坂市総務部総務課 〒382-8511 須坂市大字須坂 1528-1

TEL : 026-248-9000 FAX : 026-246-0750 e-mail : soumu@city.suzaka.nagano.jp

### 附則

この要綱は、2020 年 5 月 11 日から施行します。

この要綱は、2020 年 5 月 18 日から施行します。

この要綱は、2020 年 6 月 18 日から施行します。

この要綱は、2020 年 8 月 20 日から施行します。